

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
鳥取県西伯郡伯耆町

2. 構造改革特別区域の名称
ほうき農村交流どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲
鳥取県西伯郡伯耆町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 地域の状況

伯耆町は、平成17年1月、岸本町と溝口町が合併し誕生した。

鳥取県西部に位置し、県庁所在地の鳥取市から約100km、^{だいせんおき}大山隠岐国立公園の中心である大山の西麓にあり、東は大山町及び江府町、西は南部町、南は日野町、北は米子市に接する。

県西部の中心都市である米子市に隣接し、通勤が容易なことからベッドタウンとしての役割を果たすとともに、大山山麓を中心とした山間地帯と日野川の流域に広がる平坦地では、農業地帯として多様な農畜産物が生産され、都市部への供給が行われている。また、米子自動車道が通過し、溝口インターチェンジが設置されていることから、国立公園大山、とっとり花回廊などの観光の玄関口となるなど、県西部圏域における拠点として広域的な役割を果たしている。

(2) 地勢・気候・人口等

県下三大河川の一つである日野川が南北に流れ、その流域に平坦部を形成している。東部から北東部は、大山山麓の形成する榊水高原から水無原に連なる高原地帯となだらかな丘陵地が広がる。南東部は溪谷状をなしており、南部から南西部にかけては中国山地の連山に囲まれた山間地を形成している。

本町を含む鳥取県西部の気候は、平均気温15.2℃、冬季は平均3.4℃で、大山山麓を中心に多量の降雪があるものの、根雪は一部の地域に限られる。

本町の人口状況は、平成7年度の約13,000人をピークとして、その後は減少傾向にあり、平成21年4月には11,929人と、12,000人に満たない人口となっている。

(3) 地域の課題

本町は、鳥取県西部の国立公園大山の麓にあることから、景観やスキー場などを活かした観光と肥沃な大山黒土^{くろぼく}を活かした農業が主要産業となっている。

しかし、観光では、高速道路利用観光客の通過地点化、景観などの短期的で物見遊山メニューによる飽き、趣味の多様化によるスキー人口の減少により、近年は観光入込客数が減少傾向にあり、その対策が急務となっている。

一方、農業では、集落営農の推進、農産物直売・加工所設置、定住対策事業に

取り組んでいるものの、少子高齢化・過疎化の進行とともに、農業後継者の不足と荒廃農地の拡大が深刻化し、農業生産力が低下している。

また、人口減少にある本町の中でも、とりわけ、溝口地域（旧溝口町）はすべてが中山間地域のため、少子高齢化・過疎化が進行しており、集落の共同作業やコミュニティにも支障をきたす集落（相互扶助や農地・農道の管理など集落機能が低下し集落の維持が危惧される地域）が出現し、地域の活力が低下している。

このような状況において、交流・移住定住人口の増加を図るとともに、農産物をはじめとする地域資源を上手く取り入れた地域活性化の対策が、本町の課題となっている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

少子高齢化・過疎化が進む中山間地域を多く抱える本町において、どぶろく製造事業を中心とした本計画は、集落の大きな活力となり、地域活性化の起爆剤となることが期待できる。

本計画は、鳥取県内初のどぶろく特区申請であり、話題性も加わってPR性が高く、本町への観光客、交流人口の増加が見込めるほか、どぶろく製造に使用する酒米の栽培育成を行うことにより、休耕田の利用にもつながる。

また、どぶろく製造事業は、これまで行ってきた多くの地域活性化や集落機能維持の取組と違い、地域住民からの自発的な発想、提案によるものであり、農家民宿や農業体験などのグリーンツーリズムへの取組を通して、集落が自立するきっかけとなることが期待できる。

このように、本計画は、本町の多分野における新たな地域活性化の要素として、重要な意義を持つものである。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用し、農家レストランや民宿へのリピーターの増加、酒米栽培を通じた荒廃農地の防止、地域での新たな起業機会の創出等を図りながら、本町への交流・移住定住人口の増加を目指すとともに、本町が掲げる「共生と交流のまちづくり」の実現を目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会的経済的効果

本計画の実施により、都市との交流が拡大し、交流人口の増加、観光を含めた地域産業の活性化、農村地域の賑わいの再生が見込まれる。また、交流により、都市部住民の農村に対する理解が増すとともに、双方の住民にとって、都市と農村が共に支えあっていることへの実感となり、本町を目指す「共生と交流のまちづくり」の実現へと繋がる。

また、地域の農作物を活用したどぶろくを含む特産品の開発は、都市との交流に加え地域内の交流も促進し、地域住民の繋がりを深め、地域全体の一体感の醸成と活性化をもたらす。このことは、地域資源の見直しや農地の保全、遊休・荒廃農地の抑制にも繋がり、都市部と農村部が共生することになる。

現時点において、本町内の集落住民のグループ（法人予定）によるどぶろく製造の要望があり、グリーンツーリズムの拠点となる農家レストラン及びどぶろく製造場の整備が、平成21年度中に計画されている。さらに、平成25年度までに、3名の方がどぶろく製造免許を取得するものと見込んでいる。

このように、観光と農業が連携しながら本計画を実施することにより、グリーンツーリズムによる交流人口の増加が期待できる。

町内観光 入込客数 (単位:人)	H10年	H15年	H20年	H22年 (目標)	H25年 (目標)
	777,264	869,616	831,234	832,000	834,000

8. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市と農村地域との交流の推進

本町では、中山間地域を中心に過疎化、高齢化が進行し、地域や農業の担い手不足が深刻化している。この打開策として、都市部からの移住定住者が新たな担い手となることへの期待が高まっている。

また、本町は近畿圏から3時間、隣接の米子市から15分の位置にあり、高速道路料金の引下げもあり、都市圏からの日帰りを中心にした観光客の入り込みが期待されている。

そのため、近畿圏で相談会を開催したり、本町を体験してもらうためのツアーを開催するなどの移住定住施策を展開し、都市との交流を推進している。鳥取県内初となる特区による独自のどぶろく製造により、人の流入のきっかけをつくるとともに移住定住者の雇用の場の確保を目指す。

(2) 特産品づくりと地産地消の推進

野上川の源流で栽培した米を原料として製造するどぶろくは、本町の新たな特産品としての期待が大きい。どぶろくの製造と併せて、肥沃な大山黒土で育てた農作物を活かした加工食品(みそ、しょうゆ、豆腐、椎茸せんべいなど)や農畜産物などの特産品づくりに取り組む。

また、どぶろくを本町への来訪者を中心に多くの人々に愛飲されるよう地元と行政が一体となってPRし、地元米の地産地消を推進する。

(3) 観光イベントとのタイアップ

本町の周辺には、国立公園大山や鳥取県立フラワーパーク「花回廊」が立地しており、年間83万人が来訪するエリアであるが、高速道路料金の引下げにより、今後、さらに来訪者が拡大することが予想されている。

このような中で、近年、福岡区では地域で収穫したそばをテーマに「そばまつり」を開催しており、町内外から観光客が参加するイベントになっている。また、隣接する米子市の皆生温泉旅館組合が、福岡区で、田植えや収穫作業を通じた農業体験や地域住民との交流イベントを開催している。

今後、地域で収穫したそばに、どぶろくも加えて、さらに観光イベントとしての魅力を拡大していく。

(4) 農業経営基盤強化促進事業の推進

本町の農業経営は高齢者を中心にした兼業農家が担っており、今後、ますます遊休・荒廃農地が拡大することが予想されることから、そばや酒米の栽培による農地の荒廃対策を推進する。

(5) 空き公共施設の有効活用

本町では、グリーンツーリズムへの取組の一つとして、交流型農林業の推進による中山間地域の振興を目指しており、現在休校になっている学校施設を有効活用し、どぶろくの製造場、農家レストランなどのグリーンツーリズムの拠点として整備する。

別紙

- 1 特定事業の名称
707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農園レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下、「濁酒」という。）を製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用開始の日
構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
 - (2) 事業が行われる区域
鳥取県西伯郡伯耆町の全域
 - (3) 事業の実施期間
上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
 - (4) 事業により実施される行為や整備される施設
上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。
本町が目指す「共生と交流のまちづくり」の実現を図るためには、一過性のイベントの観光だけでなく、継続して来訪者が訪れることができる地域づくり、受け入れ体制が必要であり、本特例措置により、農家等による来訪者のもてなしとして、濁酒の提供が可能となり、地域の魅力アップに繋がるため、観光客等の増加が見込める。このことは、長年地域で暮らしてきた住民の自信と誇りともなる。
また、濁酒製造への取組は、小規模ながらも新たな起業と捉えることができ、農村地域の住民に根ざした自発的な取組の広がりによる地域経済の活性化も図られるため、当該特例措置の適用の必要性は極めて高いといえる。
なお、特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。
本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定事業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。